

羽後町燃料価格高騰対策支援金 申請要領

対象者

次のいずれにも該当するものであること

- (1) 農林漁業以外の業種を営む、町内に住所を有する個人事業主又は町内に事業所を有する個人事業主若しくは法人
- (2) 個人事業主においては令和3年分の確定申告又は令和4年度の住民税申告、法人においては前事業年度分の確定申告を行っており、光熱費及び燃料費を事業経費として計上していること
- (3) 申請時点において、今後も事業を継続する意思を有していること

※次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- 1) 日本標準産業分類における銀行業、複合サービス事業
- 2) 国および法人税法別表第一に規定する公共法人
- 3) 羽後町暴力団排除条例第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者
- 4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 5) 政治団体や宗教上の組織・団体
- 6) 町税等を滞納している

支援金の額

令和4年1月から6月に事業経費として支払った光熱費及び燃料費の

15%（上限20万円）

ただし、トラック運送業を営んでいる場合は上限50万円とします。

※トラック運送業者として申請できるのは、主たる事業としてトラック運送業を営んでいる場合に限ります。

※町外の個人事業主の場合、対象になるのは町内にある店舗または事業所のみです。

※本支援金では、水道料金は対象外となります。

※一度支援金を受けた方は、再度申請することはできません。

申請書類

◇個人事業主の場合

- 1) 申請書（様式第1号）
- 2) 様式第1号の添付書類（家事按分した場合）
- 3) 令和3年分の確定申告書第一表又は令和4年度住民税申告書の写し
- 4) 令和3年分の青色申告決算書又は収支内訳書の写し

- 5) 令和4年1月から6月までに支払った光熱費及び燃料費の金額が分かる資料
(帳簿、領収書等の写し)
- 6) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し ※トラック運送業者のみ
- 7) 町税等の滞納がないことが確認できる資料 ※町外の個人事業主のみ
(納税証明書等)
- 8) 請求書(様式第3号)

◇法人の場合

- 1) 申請書(様式第1号)
- 2) 様式第1号の添付書類(按分した場合)
- 3) 前事業年度の確定申告書別表一の写し
- 4) 前事業年度の法人事業概況説明書の写し
- 5) 前事業年度の決算報告書等の写し(光熱費、燃料費の記載部分)
- 6) 令和4年1月から6月までに支払った光熱費及び燃料費の金額が分かる資料
(帳簿、領収書等の写し)
- 7) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し ※トラック運送事業者のみ
- 8) 請求書(様式第3号)

申請受付期間

令和4年7月1日(金)～令和4年8月31日(水)

その他

- ・ 次の場合は按分した金額を申請書にご記入ください。
 - 1) 自宅兼店舗または事務所となっており、光熱費(灯油代を含む)を按分して経費計上している場合
 - 2) 事業用と自家用で同じ自動車を使用しており、ガソリン代(軽油を含む)を按分して経費計上している場合
- ・ 創業して間もない方で、確定申告書等を準備するのが困難な場合は、下記担当までご相談ください。

お問い合わせおよび申請書類提出先

〒012-1131

秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177

羽後町役場みらい産業交流課 商工班 宛

電話: 0183-62-2111

FAX: 0183-62-2120